

ベトナム司法省と首相府の合同ワーキングセッション

国際協力部教官

松尾 宣宏

第1 はじめに

2016年3月4日、本職らは、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）の首都ハノイ郊外にある Tan Da Spa Resort において、「JOINT WORKING SESSION ON DEVELOPING LEGISLATIVE TECHNIQUES AND SKILLS（立法技術の向上に関する合同ワーキングセッション）」と題する、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」¹（以下「本プロジェクト」という。）が主催し、ベトナム司法省²（以下「司法省」という。）及びベトナム首相府³（以下「首相府」という。）各関係者が参加したワーキングセッションに参加した。

法務省法務総合研究所は、ベトナムに対する法制度整備支援として、1994年に司法省に対する国別研修を開始し、1996年以降は、現在に至るまで、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力プロジェクトを主な舞台として支援を継続してきた。

現在は、2015年4月から2020年3月まで5年間の予定で実施されている本プロジェクトにおいて、これまでのプロジェクトの成果を踏まえ、引き続き各種法令の起草支援及び実務改善支援を行っているほか、新たな取組として、法令の整合性及び明確性確保のための能力強化支援を実施している。

ベトナムでは、司法省及び首相府が、法規範文書（日本の広義の法令に相当）に関し、事前審査、事後審査及び整備・運用状況の監督権限を有しており、かかる2機関がベトナムにおける法令の整合性及び明確性確保の役割を中心に担っている。

当研究所は、2015年度、2回にわたり、両機関をそれぞれ対象とする本邦研修⁴を実施し、ベトナムにおける現状の問題点を分析・検討するとともに、日本の法令制定過程に関する知見を提供し、本プロジェクトの方向性を関係者間で共有したものであるが、これまでのところ、両機関で法令の整合性及び明確性確保に関し相互に意見交換をする機会は、ほぼない状況であった。

ベトナムにおいて、法令の整合性及び明確性確保という目標に向けて歩みを進めるには、その役割を担う機関相互間での知見の共有及び意見交換が有用であるところ、今回、本プロジェクトの主導で、司法省及び首相府関係者で2015年度の本邦研修に参加したメンバーが中心に参集し、本邦研修で各機関が得た知見を発表し合って共有するとともに、今後、

¹ 同プロジェクトの詳細は、ICD NEWS 第64号「ベトナム特集1ーベトナム新プロジェクトがスタート～2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～」(2015年9月号)を参照されたい。

² Ministry of Justice

³ Office Of Government

⁴ 2015年度の司法省に関する本邦研修の詳細は、ICD NEWS 第66号「第50回ベトナム法整備支援研修」(2016年3月号)を参照されたい。

法令の整合性及び明確性確保に向けてどのような活動をしていくのが適切か、また、本プロジェクトの協力の在り方はどのようなものが望ましいかという点について、率直な意見交換を行う場として、本ワーキングセッションが開催された。



会場の様子

第2 ワーキングセッションの内容

1 本邦研修で得た知見の発表について

はじめに、司法省及び首相府の各代表者から、それぞれの本邦研修で得られた知見が発表された。

司法省からは、本邦研修において、法令の整合性及び明確性確保のための知見を得られたことについて感謝の意が述べられるとともに、関係省庁と（法令審査機関である）首相府との協議体制を作っていくべきだという意見に加え、法令の整合性及び明確性確保に向けたアイディアの一つとして、統一的な法令用語の辞書のようなものを作っていくべきであるという考えが述べられた。

また、首相府からも、本邦研修に関する感謝の意が述べられるとともに、ベトナムでも日本と同様に法令のデータベース化が必要であるということ、法令を制定する際に施行細則等も併せて制定していくことが法律の施行に当たって重要であるということ、法令を審査する専門家の人材育成が重要であるということなどの意見が述べられた。

2 意見交換について

両機関から本邦研修で得た知見の発表があった後、今後、法令の整合性及び明確性確保という目標に向けてどのような活動をしていけばよいかということを中心に、両機関、本プロジェクト長期派遣専門家及び当省参加者も含めて活発な意見交換がなされた。

特に、法令の制定、審査に当たり、統一的に法令用語を理解するための用語集の作成が必要という点に関しては、様々な関係者から繰り返し言及がなされていたところ、かかる言及が繰り返しされること自体、ベトナム側が、法令の整合性及び明確性確保という課題に真摯に取り組もうとしていることの証左であると感じられた。

また、法令を審査する人材育成の点に関しても、様々な関係者から繰り返し言及が

なされていたところ、きちんと法制執務の経験を積んだ人物を関係各機関から審査機関に集め、その中で法令審査の経験を多く積んでもらうことが重要であるとの意見が目立ち、両機関とも、各本邦研修で訪問した日本の内閣法制局のシステムを高く評価していることが窺えた。



発表の様子 1



発表の様子 2



参加者による記念撮影

第3 おわりに

本ワーキングセッションでは、法令の整合性及び明確性確保という目標に向けていかなる活動が望ましいか、時間内に一義的に明確な結論が出ることはなかった。

しかし、本セッションでは、法案作成及び審査を担う両機関が、それぞれの知見を共有し合うことができた、ということそのものに、まず大きな意味がある。

法令の整合性及び明確性確保という大きな目標を達成するためには、本セッション中でも関係者から言及があったとおり、関係省庁の連携が必要不可欠であるところ、本セッションで達成されたように、異なる機関どうしで知見の共有を図ることは、まさに他省庁の業務に関し、強い問題意識を持つことにつながり、ひいては、関係省庁の連携の必要性についての意識を醸成することになるからである。

かかる大きな目標を一気呵成にクリアするような特効薬はなく、目標達成のためには、日々の活動の中で少しずつでもそのような意識を関係者間で醸成し、機関全体として能力向上に努めるほかなく、本セッションは、そのための大きな一歩である。

最後に、本セッションの開催に御尽力いただいた長期派遣専門家を始めとするプロジェクト・オフィスの皆さん、通訳人の先生、その他多くの関係者の方々に対し、改めて心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。